

◇大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 1 専用給水装置又は共用給水装置の料金の納付方法について、電子情報処理組織を使用して行う納入通知書に記載すべき事項の通知に基づく払込みを追加することにした。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにした。

(水道局総務部お客さまサービス課)